

日本外洋ヨットオーナーズクラブ

Cruising Club of Japan

会 則

第1章 総 則

第01条(名称)

本クラブは日本外洋ヨットオーナーズクラブと称し、英文名称ではCruising Club of Japan (CCOJ)と言う。

第02条(事務所)

本クラブは事務所を東京都に置き、必要に応じて、連絡事務所を置く。

第03条(目的)

本クラブは、外洋ヨットオーナー相互の交流を深め、外洋ヨットオーナー間の情報交換と共通課題を解決するために活動する。

第04条(事業)

本クラブは前条の目的を達成する為に次の事業を行なう。

1. 外洋ヨットオーナー間の情報交換
2. 外洋ヨットオーナーへの各種サービス
3. 体験クルージング等の実施
4. その他本協会の目的を達成する為に必要な事業

第2章 会 員

第05条(会員の種別)

本クラブの会員は正会員、賛助会員(法人)とする。

第06条(会員の資格)

1. 正 会 員 本クラブの目的に賛同する全国外洋ヨットオーナー(個人、法人)とする。
本クラブの目的に賛同するヨットクラブとして団体加入したヨットオーナー(個人、法人)とする。
2. 賛助会員 本クラブの主旨に賛同し、協力をいただく法人。

第07条(会費等の納入)

本クラブの会員は別に定める会費等を納入しなければならない。

第08条(入会手続)

本クラブに入会しようとする者は、別に定める書式をもって入会意思を示すものとし、会費が納められた時を持って正式入会とする。

第09条(退会手続)

本クラブを退会しようとする会員は、会長に所定の退会届を提出し、未納の会費等を支払わなければならない。

第10条(資格の喪失)

本クラブの会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失うものとする。

- 1.退会したとき。
- 2.除名されたとき。
- 3.死亡したとき。
- 4.本会が解散したとき。

第11条(除名)

本クラブの会員は、次の各号に該当するときは世話人会の決議により除名されることがある。

- 1.会則に違反したとき。
- 2.クラブの名誉を毀損したとき。
- 3.クラブの秩序を著しく乱したとき。
- 4.クラブの会費等を所定の期日までに支払わなかったとき。

第3章 役員

第12条(役員)

本クラブに次の役員を置く。

- 1.会長 1名
- 2.副会長 2名
- 3.世話人 20名以内(会長および副会長を含む)
- 4.監事 2名以内

第13条(役員を選任)

1. 会長および副会長は世話人会において世話人の中から選任する。
2. 世話人は、別に定める規定に従い会員間の互選によって選ばれる。

第14条(役員職務)

1. 会長は、クラブを代表し、本クラブの業務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が予め定めた順位に従い、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を代行する。
3. 世話人は、世話人会を組織し、本クラブを運営する。
4. 監事は、本クラブの会計および業務を監査し、総会に報告するものとし、かつ、世話人会に出席して意見を述べることができる。

第15条(役員任期)

1. 世話人の任期は2年とし、再任を防げない。
世話人は任期満了後でも、後任者が就任するまでは引き続き職務を行う。

第16条(退任)

世話人は、健康上の事由またはその他已む得ない事由により辞職を申し出たときは、世話人会の同意を得て退任することができる。

第17条(解任)

世話人が次の各号に該当するときは、世話人会の議決を得て、その世話人を解任することができる。但し、次の総会において承認を得るものとする。

1. 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められたとき。
2. 職務上の義務に違反したとき。
3. 世話人として相応しくない行為があると認められるとき。

第18条(世話人の報酬等)

1. 世話人は無報酬とする。
2. 世話人の費用は、別に定める規則により、精算することができる。
3. 前項の規則にない費用については、世話人会において、これを定める。

第4章 総会

第18条(総会)

1. 総会は、通常総会および臨時総会とし、会長が招集し、議長となる。
2. 通常総会は、毎年一回、事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認められたとき、又は正会員の3分の1以上が総会の、目的事項を記載した文書により要求したときは、要求があった日から30日以内に招集しなければならない。
4. 総会を招集するときは、総会の日時および場所ならびに目的事項を記載した文書を開催日の2週間前までに正会員に、通知しなければならない。この通知は電子的方法によって行うことができる。

但し、緊急を要するときはこの限りではない。

第19条(定足数および議決)

1. 総会は、正会員の5分の1以上が出席しなければ、開催することはできない。
2. 総会の議決は、総会に出席した正会員の過半数を以て可否を決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
3. 総会に出席することができない正会員は、議決権行使書により議決に参加し、又は他の出席する正会員に議決権の行使を委任することができる。議決権行使の委任は電子的方法によって行うことができる。
4. 前項により、議決に参加し、又は議決権の行使を委任した正会員は、出席したものと見做される。
5. ヨットクラブ会員はヨットクラブとして、1票の議決権をもつことができる

第20条(議決事項)

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 会則の変更
4. 解散および残余財産の処分
5. 規則の制定および変更
6. その他世話人会より付議された事項

第21条(議事録)

1. 議長は、総会の議事録を作成するため書記を選任し、かつ、出席した正会員の中より議事録署名人2名を指名しなければならない。
2. 議事録には、次の事項ならびにその他必要事項を記載し、議長および議事録署名人が署名しなければならない。
 - (1) 総会の日時および場所
 - (2) 総会当日現在の正会員数および出席正会員数
 - (3) 議事の経過の概容および結果

第5章 事務局

第22条(事務局)

1. 本クラブに事務局を設置し、事務局長および事務局員を配置することができる。
2. 本クラブの事務局長および事務局員は会長が任免する。
3. 事務局員には、別に定める規定により、報酬を支払うことができる。

第6章 会計

第23条(事業年度)

本クラブの事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第24条(経費の支弁)

本クラブの経費は会費、賛助金、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第25条(会費等)

1. 本クラブ会費等は別に定めるところによる。
2. 本クラブの運営について必要あるときは、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。
3. 本クラブの会員資格を喪失した者は、既に納入した会費等について、返還を請求することができない。

第26条(事業計画および収支予算)

1. 会長は、次年度の事業計画および収支予算書を当該年度開始前1ヵ月以内に作成し、世話人会の承認を経て通常総会に提出し、議決を得なければならない。
2. 通常総会に提出する前項の資料は、開催日の2週間前までに正会員に送付しなければな

らない。この送付は電子的方法によって行うことができる。

第27条(事業報告および収支決算)

1. 会長は、次年度の事業報告および収支決算書を当該年度終了後1ヵ月以内に作成し、監事の監査を経て通常総会に提出し、議決を得なければならない。
3. 通常総会に提出する前項の資料は、開催日の2週間前までに正会員に送付しなければならない。この送付は電子的方法によって行うことができる。

第28条(剰余金の処分)

事業年度の決算において剰余金が生じたときは次年度に繰り越すものとする。

第6章 会則の変更

第29条(会則の変更)

本クラブ会則の変更は、総会において、正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

第7章 解散および残余財産の処分

第30条(クラブの解散)

本クラブの解散は、総会において、正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

第31条(残余財産の処分)

本クラブの残余財産の処分は、総会において、正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

第8章 規則の制定および変更

第31条(規則)

本クラブの運営について必要な規則の制定および変更は、総会の議決を得なければならない。

第32条(施行細則)

本クラブ会則および前条規則の施行について必要な細則は、世話人会の議決を経て、会長が定める。

附 則

1. 本クラブ会則は平成21年2月1日より施行する。

運 営 規 則

第1条(目的)

本規則は、日本外洋ヨットオーナーズクラブの会則を(以下会則という)を補完し、本クラブの円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条(年会費・その他料金)

本クラブの正会員は年会費・その他料金を納入しなければならない。

(1)年 会 費 ; 2,000円

(2)その他料金 ; 別途定める施行細則による。

但し、全ての送付物を【 e-mail 】にて添付できる会員は1,000円の割引を行う。

本クラブでは、経費削減のため【 e-mail 】会員を強く推奨する。

(3)ヨットクラブ会員 500円(1名)×クラブ会員数

但し、クラブ連絡責任者は【 e-mail 】にて全ての連絡ができる者が必ず必要です。

クラブ会費の徴収は、ヨットクラブにて行い、本クラブに一括納入しなければならない。

本クラブの賛助会員は年会費・その他料金を納入しなければならない。

(1)年 会 費 ; 10,000円

(2)その他料金 ; 別途定める施行細則による。

附 則

本運営規則は平成21年2月1日より施行する。

年会費・その他料金に関する施行細則

第1条(年会費)

年会費は本クラブの運営規則(以下規則という)第2条1号、の規定の通り。

第2条(その他の料金)

その他の料金(規則第2条2号)は必要に応じて世話人会にて、これを定める。

附 則

本施行細則は平成21年2月1日より施行する。